

平戸市監査公表第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年5月7日

平戸市監査委員 大浦 雄一  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ①農林水産部水産課
- ②農林水産部農業振興課

第3 監査の期間

- ①令和5年5月23日から25日まで
- ②令和5年6月26日、28日から29日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：農林水産部水産課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 例規の整備について</p> <p>平戸市水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金交付要綱について、第7条で、「補助事業者は補助事業の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第1号）に～」とされているが、様式第1号は、「事業計画書（変更事業計画書、実績報告書）」にかかる様式であることから、事業変更承認申請書は別に定めなければならない。</p>	<p>令和6年2月8日付告示第4号にて指摘事項に関し当該要綱を改正しています。</p>
	<p>2 平戸地区沿岸協力会助成金について</p> <p>令和2年度及び3年度の当該事務において、平戸市補助金等交付規則第14条に基づく実績報告後の確定通知事務を省略していた。同規則第21条の規定では手続きを省略する場合は、別に定める等の手続きが必要となる。同規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>補助金等交付規則第21条に規定する手続きの省略に関し、別に定める手続きを行っていないことから、今後、平戸地区沿岸協力会助成金交付要綱にてその旨定めるよう対応してまいります。</p>
	<p>3 川内港海岸休憩所等管理業務について</p> <p>川内港海岸休憩所等管理業務は、長崎県から市へ業務委託され、その一部を県の許可を受け千里ヶ浜鄭成功記念公園の管理委託として「千里ヶ浜鄭成功記念公園管理運営協議会」に再委託をしている。</p> <p>以下の事項について、委託契約書の内容と異なる事務処理等が見られたので、適正な事務執行に努められたい。</p>	

区 分	内 容	措置状況
	<p>(1) 川内港海岸休憩所等管理業務</p> <p>令和3年度に実施した施設修繕について、当該業務委託にかかる仕様書の中で、長崎県と市で取り交わされた「川内港海岸環境整備事業に伴う休憩所等の管理に関する覚書」第6条第2項に定める軽微な修繕に要する経費は1件あたり2万円（税込み）までとなっている。しかしながら、業務完了報告書では、2万円以上の修繕費2件について市が負担していた。今後は、当該覚書に沿った経費負担となるよう適宜、県との調整に努められたい。</p>	<p>(1) 令和3年度の2万円以上の修繕2件については、以下の状況により市が対応したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が海水浴場開設のために設置したガスメーターに係る修繕費用であるもの。</li> <li>・トイレ鍵の故障については、緊急性も高かったため市で急遽対応したものの。</li> </ul> <p>原則、2万円以下の軽微な修繕については、市で対応しています。</p> <p>なお、令和7年度からは、業務委託から県条例に基づく権限移譲事務に移行しており、市が行う軽微な修繕は1件あたり5万円以下のものとなっています。</p>
	<p>(2) 千里ヶ浜鄭成功記念公園の管理委託業務</p> <p>①当該契約書第1条において、公園休憩所等施設の美化整理等を実施するように業務内容を定めているが、契約書の中では業務内容にかかる実施報告書の提出を求めている。しかしながら、委託内容の履行確認を行うためには実績報告書の提出は必要と思われる。</p> <p>②当該契約書第10条において、海水浴場の開設期間の終了後、収支報告書による報告を義務付けているが、令和3年度分の収支報告書が提出されていなかった。</p> <p>③当該契約書第11条第2項において、余剰金が生じた場合、翌年度に繰り越して受託業務内容以外に使用することが出来ないように制限している。市は管理委託に関する経費を</p>	<p>(2) 現在のところ対応等行っていないため、今後検討いたします。</p>

区 分	内 容	措置状況
	負担していないことから、そのあり方について検討いただきたい。	
	<p>4 漁港施設管理等業務委託業務について</p> <p>県営漁港施設及び市営漁港施設において、各漁業協同組合とそれぞれ管理業務委託契約を締結している。</p> <p>各漁港施設の管理委託については、業務内容は同様と思われるが、一部不備と思われる下記の点が見られたため、適正な事務執行に努められたい。</p>	現在のところ対応等行っていないため、今後検討いたします。
	①市営漁港施設管理等業務委託において、業務内容についての細目協定書（または仕様書）がないため、詳細な委託内容となっていない。	
	②県営漁港施設管理等業務委託及び市営漁港施設管理等業務委託において、契約書に「個人情報取扱特記事項」が含まれていない。	
	③実績報告書について、内容が不十分であり、また、支出の内容について所管課による支出内容等の確認作業がない。わかりやすい報告書等になるよう指導されたい。	

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：農林水産部農業振興課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 例規の整備について</p> <p>平戸市口蹄疫緊急対策事業費補助金交付要綱は、平成22年の口蹄疫対策にかかる補助事業であることから廃止すべきである。</p> <p>平戸市平戸牛の里づくり事業補助金交付要綱第2条に関する別表中、優良繁殖雌牛群造成事業及び和牛オリンピック対策奨励事業の補助額の欄において、「補助対象経費の2分の1以内」としているが、補助対象経費が不明瞭であることから、具体的な補助対象経費を明記すべきである。</p> <p>平戸市有害鳥獣駆除員確保事業補助金交付要綱については、条文と様式号数にずれがあった。</p>	<p>平戸市口蹄疫緊急対策事業費補助金交付要綱は廃止しました（令和5年12月19日告示第115号）。</p> <p>平戸市平戸牛の里づくり事業補助金交付要綱の指摘の件は、要綱改正により補助対象経費を追記しました（令和5年12月19日告示第121号）。</p> <p>平戸市有害鳥獣駆除員確保事業補助金交付要綱の指摘の件は、要綱改正により問題点を解消しました（令和6年3月25日告示第44号）。</p>
	<p>2. ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金について</p> <p>平戸市鳥獣被害防止対策協議会では、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵の広域的な整備を行う団体等に対し資材購入の補助等を行っている。</p> <p>令和3年度事業において、電気柵資材購入補助金20件のうち事業実施確認書の未提出が4件、同意書の未提出が4件あった。また、ワイヤーメッシュ柵資材購入補助金64件のうち鳥獣被害防止総合対策事業実施申込書の位置図の未提出が1件、事業実施確認書の未提出6件、同意</p>	<p>事業計画における規模決定や合意形成等の根拠となる関係資料について、申請者への提出の指導を徹底し、適切な事務処理に努めます。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>書の未提出 11 件が確認された。その他、日付記載漏れなど散見された。申請者及び団体に対する指導を徹底するなど、適正な事務執行に努められたい。</p>	
	<p>3 平戸市イノシシ被害まちなか対策事業補助金について</p> <p>平戸市イノシシ被害まちなか対策事業補助金の被害防止対策重点地区モデル事業団体において、令和3年度の会計帳簿（予算差引簿）と通帳残高が年度末では一致しているが、途中支払い状況については、会計帳簿には明記されているものの通帳の記帳額とは不一致であった。これは事業用の通帳に、平戸市補助金 300,000 円（事業費の2分の1）のみを入金し、自己負担金 300,000 円が入金されていないため（令和元年度、2年度も同様。）、全体事業費の現金支出状況が不明となっているためである。</p> <p>また、令和4年度においては、自己負担金の未入金は解消されていたが、多額の立替払いと思われる案件が見受けられるなど、会計帳簿と通帳の記帳額との整合性が不明瞭のままであるため、適正な事務執行を指導されたい。</p>	<p>通帳及び会計帳簿の適切な管理について内部指導を強化するとともに、定期的なチェックを行います。</p>
	<p>4 中山間地域等直接支払交付金について</p> <p>令和2年度交付金事務において、平戸市補助金等交付規則第7条に規定する交付決定通知書と違う様式の使用、また、平戸市農林水産部農業振興課所管の国庫及び県費関係補助</p>	<p>交付要綱に規定されている様式の使用について、申請者及び事務担当者への指導を徹底します。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>金等交付要綱に規定する収支予算書と違う様式を使用していた。関係規則、要綱に基づく適正な事務執行を指導されたい。</p>	
<p>意見</p>	<p>1 農業委員会活動記録簿（農業委員・農地利用最適化推進委員）について</p> <p>月毎に各委員から提出されている記録簿について、活動がなかった月について提出がないものが 27 件あった。この記録簿は農地利用最適化交付金事業の実績にかかる算定資料となっているため、活動がなかった月についても活動記録簿の提出について指導されたい。</p>	<p>活動記録簿の提出については、今後、活動を行わなかった場合であっても必ず提出するよう指導を徹底します。</p>